

I 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

全国的に人口減少が進む中、目前に迫っている令和7(2025)年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となります。さらに、その先の令和22(2040)年にはいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となり、急速な高齢化の進展に加えて、労働人口(担い手)が大幅に減少することが予想されており、介護をはじめとする社会保障の負担が一層増大していくことや、介護の担い手不足の更なる深刻化が懸念されています。

このような状況が予測される中で、地域における介護や福祉の提供を維持していくためには、高齢者が自ら「支援の担い手」になることが求められており、高齢者一人ひとりの健康の維持増進、社会参加や介護予防の推進がこれまで以上に重要となります。そのような状況を踏まえた「新しい社会システムづくり」と「新しい生き方づくり」を両輪で進めていくことが、わが国の今後の課題です。

また、令和22(2040)年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、国からは、第9期介護保険事業計画の策定に向けて地域包括ケアシステムを更に深化・推進していくとともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保する検討を進めていくことが示されています。

本市では、令和3(2021)年3月に「第8次善通寺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下、前計画という。)を策定し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしい生活をおくることができる社会を実現するため、地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。前計画の期間が令和5(2023)年度で終了するため、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、高齢者保健福祉を総合的、計画的に推進するため、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とする「第9次善通寺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下、本計画という。)を策定することとします。

2. 計画の位置づけ及び目的

善通寺市高齢者福祉計画は老人福祉法第 20 条の 8 に基づくすべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画です。その目的は、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと安心して暮らせる社会の構築にあります。

善通寺市介護保険事業計画は介護保険法第 117 条に基づき要介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画です。介護及び介護予防を必要とする被保険者が自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

計画の位置づけ

計画名称	根拠法	主な対象者	計画の性格
善通寺市 高齢者福祉計画	老人福祉法 第 20 条の 8	すべての高齢者	保健福祉事業全般に関する総合計画
善通寺市 介護保険事業計画	介護保険法 第 117 条	要介護高齢者 要支援高齢者 要介護・要支援となる リスクの高い高齢者	介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための実施計画

老人福祉法

第 20 条の 8 第 1 項 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

第 20 条の 8 第 7 項 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

第 20 条の 8 第 8 項 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

介護保険法

第 117 条第 1 項 市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

第 117 条第 6 項 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

第 117 条第 10 項 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 4 条の 2 第 1 項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3. 他計画との関係

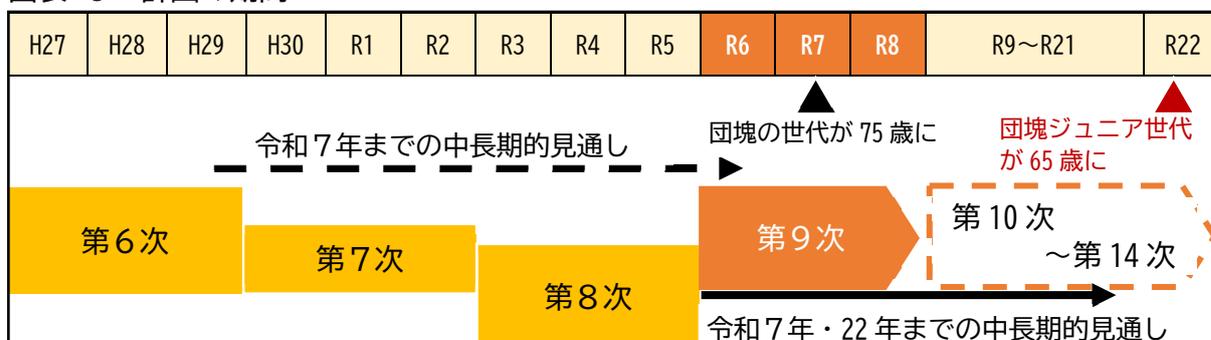
本計画は、本市のまちづくりの総合的な計画である「善通寺市総合計画」を最上位の計画とし、各種関連計画や、県が策定する「香川県高齢者保健福祉計画」「香川県保健医療計画」との整合性を図りながら計画を策定します。

4. 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

また、第8次計画における地域包括ケアシステム実現のための方向性を継承し、団塊の世代が75歳以上になる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22（2040）年までの高齢者の動向を見据え、中長期的な視点に立ち施策を展開します。

図表 6 計画の期間



5. 計画の策定体制

(1) 各種調査の実施

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方の検討に当たって、本市の課題や市民のニーズを把握する必要があります。

そのため、本市に在住する高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護サービスの利用状況等を把握し今後の高齢者保健福祉施策に生かすため「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」を行いました。

(2) 策定委員会による審議

計画案を検討する場として、「善通寺市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、令和5(2023)年9月から令和6(2024)年1月まで計3回の会議を行います。

この委員会には、保健・医療・福祉・介護の関係者のほか、老人クラブの代表者、市民の代表、関係機関から幅広く参画いただき、さまざまな見地からの審議をいただきます。

(3) 計画素案の公表、市民からの意見募集

令和6(2024)年1月に計画素案を公表し、市民からの意見募集を行う予定です。

II 国の動向

1. 介護保険制度の流れ

第1期 (平成12(2000)年度～平成14(2002)年度)

- ・ 介護保険サービス（利用者1割負担）の開始
- ・ ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイの利用増加+多様なサービスの実施

第2期 (平成15(2003)年度～平成17(2005)年度)

- ・ 施設入所の適正化を図る
- ・ 要支援、要介護1の軽度者が増加
- ・ 在宅介護力の強化を図る（ケアマネジャー等の質の向上など）

第3期 (平成18(2006)年度～平成20(2008)年度)

- ・ 介護予防システムの構築(要支援1・2区分、予防給付、地域支援事業の創設)
- ・ 高齢者の尊厳を考えたケアの確立
- ・ 地域密着型サービスの創設
- ・ 「量」から「質」、「施設」から「在宅」へ 市町村主体の地域福祉力による地域ケアの視点を重視
- ・ 要支援予備群の要支援（介護）化ならびに要支援者の要介護化を予防する様々な施策のもと、その効果を考慮して適正な保険料を算出

第4期 (平成21(2009)年度～平成23(2011)年度)

- ・ 特定高齢者対策や介護予防、健康づくりの推進
- ・ 介護給付の適正化（要介護認定やケアマネジメント等の適正化）
- ・ 介護サービス事業者に対する制度内容の周知、助言及び指導、監督等の適切な実施
- ・ 介護サービス従事者の処遇改善への対応(介護報酬のプラス改定)
- ・ 地域包括支援センターを核とした地域福祉との連携
- ・ 介護療養病床廃止に向けた取り組み(平成23(2011)年度末までに廃止)

第5期 (平成24(2012)年度～平成26(2014)年度)

- ・ 医療、介護、予防、生活支援、住まいが連携した包括的な支援（地域包括ケア）を推進
- ・ 24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設
- ・ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施（介護予防・日常生活支援総合事業）
- ・ 介護療養病床の廃止期限を猶予（平成30(2018)年3月末までに延期）

第6期 (平成27(2015)年度～平成29(2017)年度)

- ・ 介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置付け、平成37(2025)年度を目標に地域包括ケアシステムの構築を推進
- ・ 要支援者のサービスを「新しい総合事業」に移行し、地域支援事業を改変
- ・ 市町村に認知症初期集中支援チームを設置し、認知症高齢者への相談支援を強化
- ・ 負担の公平化を進めるため、高所得者の自己負担2割を実施 など

第7期 (平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)

- ・ 予防に力を置く「自立支援介護」の強化に向けた財政制度の創設
- ・ 介護医療院の創設
- ・ 自己負担の引き上げ(3割負担の導入)
- ・ 消費増税で区分支給限度基準額を引き上げ
- ・ 低所得者の保険料軽減拡充
- ・ 予防に向けた「通いの場」の拡充
- ・ 高額介護サービス費、補足給付の見直し
- ・ 介護療養病床の廃止期限を猶予(令和6(2024)年3月末までに延期)

第8期 (令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)

- ・ 2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整理
- ・ 地域共生社会の実現
- ・ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)
- ・ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ・ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- ・ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ・ 災害や感染症対策に係る体制整備

2. 第9期介護保険事業計画の基本指針について

厚生労働省は令和5(2023)年7月10日の社会保障審議会介護保険部会において、第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント(案)を提示しました。基本指針は市町村が介護保険事業計画を策定する際のガイドラインの役割を果たしています。

第9期介護保険事業計画の策定については、第8期介護保険事業計画の基本方針を踏襲し、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進等について、引き続き取り組みを進めていくことが示されています。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・医療・介護医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- ・居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ・認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- ・地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- ・多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ケアマネジメントの質の向上及び人材確保